

# 第 47 回全国高等学校総合文化祭(2023 かごしま総文) 宿泊等業務に係る企画コンペ実施要領

令和 5 年 7 月 29 日(土)から 8 月 4 日(金)にかけて鹿児島県で開催する第 47 回全国高等学校総合文化祭(2023 かごしま総文)に参加する生徒, 引率教員, 大会役員, その他参加者等の宿舎確保, バス等輸送及び弁当手配(以下, 「宿泊等業務」という。)を円滑に実施するため, 宿泊等業務に関して多くの経験と専門的ノウハウを持つ旅行業者を企画コンペにより選定する。

## 1 業務名称

第 47 回全国高等学校総合文化祭(2023 かごしま総文)宿泊等業務

## 2 業務内容

別紙「第 47 回全国高等学校総合文化祭(2023 かごしま総文)宿泊等業務に係る業務仕様書」のとおり

## 3 参加資格

参加資格者は, 次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 旅行業法施行規則(昭和 46 年運輸省令第 61 号)第 1 条の 2 第 1 号の第 1 種旅行業務を行う業者のうち, 鹿児島県内に本店, 支店又は営業所を有していること。
- (2) 単独企業又は複数業者による共同企業体(JV)とする。なお, 共同企業体を結成する場合は, 鹿児島県に本店, 支店又は営業所を有する旅行業者(第 1 種または第 2 種旅行業者)が参加していることとし, 共同企業体の構成員が, 単独又は他の共同企業体の構成員として参加していないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による再生手続き又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続きを行っていないこと。
- (5) 鹿児島県発注の契約に係る指名停止処分を受けていない者であること。
- (6) 自己又は自社の役員等が, 次のいずれにも該当する者でないこと, 及び次のイからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 条)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 条)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
  - エ 自己, 自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し, 又は便宜を供与するなど, 直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し, 又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

## 4 選定方法及び選定結果の通知等

### (1) 選定方法

ア 審査は、別に定める「第 47 回全国高等学校総合文化祭(2023 かがしま総文)宿泊等業務に係る企画コンペ審査要領」に基づき、第 47 回全国高等学校総合文化祭宿泊等業務協定業者選定委員会(以下、「選定委員会」という。)において行う。

イ 審査は、プレゼンテーションによる審査とし、プレゼンテーション実施後、選定委員会において、宿舎確保、バス等輸送、弁当手配、サポート体制等を総合的に審査し、選定する。

### (2) プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査は、下記のとおり開催することを予定しており、詳細については、別途、コンペ参加業者に通知する。

ア 日時：令和 4 年 3 月 14 日(月)

イ 場所：鹿児島県庁行政庁舎 16 階 教育委員会室

ウ 概要

- ・ 1 応募者あたり 30 分(説明 20 分、質疑応答 10 分)以内とし、実行委員会事務局が後日指定する時間割により個別に行うものとする。
- ・ 出席者は、1 応募者につき 5 名(JV による共同提案の場合は、1 JV につき 5 名)以内とする。
- ・ 提出した企画書に基づきプレゼンテーションをすることとし、追加資料の配付は原則として認めない。

### (3) 選定結果の通知

選定結果は次のとおり各提案者に通知する。

選定結果に対する異議申し立ては、一切受理しない。

ア 通知日：令和 4 年 3 月中旬

イ 方法：参加申込書に記載された連絡先に電話又は電子メールで行う。

## 5 実施スケジュール

### (1) 参加申込

ア 申込期限

令和 4 年 2 月 14 日(月)17 時 00 分まで

イ 申込方法

下記 7 の担当窓口を持参又は郵送により【様式 1】(JV を組んで共同提案する場合は、代表幹事を選出の上、代表幹事社が【様式 2】)を提出すること。

※ 郵送の場合は、必ず提出先に電話で到着確認を行うこと。

### (2) 質問の受付

実施要領及び説明会配付資料に関する質問は【様式 3】の質問票により受け付ける。

ア 受付期限

令和 4 年 2 月 14 日(月)17 時 00 分まで(必着)

イ 提出方法

電子メールで提出すること。

送信先アドレス：[2023soubun-suishin@pref.kagoshima.lg.jp](mailto:2023soubun-suishin@pref.kagoshima.lg.jp)

件名を「第 47 回全国高等学校総合文化祭宿泊等業務に関する質問」とし、送信後、提出先に電話で着信の確認を行うこと。

ウ 回答方法

質問に対する回答については、参加申込のあった全ての者に対し、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

エ 回答予定日

令和4年2月17日(木)

### (3) 企画書の提出

ア 提出期限

令和4年3月8日(火)17時00分まで(必着)

イ 提出方法

持参又は郵送等とする。

なお、郵送の場合は、受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合は、期間内の提出がなかったものとみなす。

ウ 提出場所

下記7の担当窓口

エ 提出形態

- ・ 企画書A4判(A3判折り込み可)
- ・ 別紙「第47回全国高等学校総合文化祭(2023かごしま総文)宿泊等業務企画書作成要領」により作成する。
- ・ 30ページ以内(表紙および目次を除く。A3は1枚で2ページとカウントとする)
- ・ 企画書は1社(1JV)1案とする。

オ 提出部数

7部

カ 提出条件

- (ア) 提出された企画書は返却しない。
- (イ) 提出された企画書は、一切変更・修正を認めない。

## 6 その他の留意事項

- (1) 業者選定後、実行委員会と業者との間で、宿泊等業務に関する協定を締結する。なお、協定を締結した業者が作成した企画書の内容については、実行委員会と業者との協議の上、その一部を変更することができるものとする。
- (2) 宿泊等業務の遂行に係る経費は、輸送関係の運営経費を除き、協定を締結した業者の負担とする。
- (3) 協定を締結した業者は、各段階において、必要に応じ実行委員会と協議を行いながら業務を進めるものとし、実行委員会の指示のもと随時報告を行うこと。
- (4) 業務の内容は、公益社団法人全国高等学校文化連盟等との協議や予算状況により変更を求める場合がある。
- (5) 企画書作成、説明会への参加等、当企画コンペに係る経費は、各参加業者の負担とする。

## 7 担当窓口

第47回全国高等学校総合文化祭鹿児島県実行委員会事務局  
(鹿児島県教育庁高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室内)

(住所) 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号(鹿児島県庁行政庁舎内)

(電話) 099-286-5575 (FAX) 099-286-5570

(電子メール) [2023soubun-suishin@pref.kagoshima.lg.jp](mailto:2023soubun-suishin@pref.kagoshima.lg.jp)